

第3回 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会

＜ 議 事 録 ＞

〔日 時〕平成25年1月31日（木）14:00～16:30

〔場 所〕滋賀県厚生会館4階大会議室

〔議 題〕（1）国の動向について

（2）平成24年度 地域防災計画（原子力災害対策編）見直しの検討状況について

（3）放射性物質の琵琶湖への影響予測の検討状況について

【出席者】委員：林委員長、太田委員、澤田委員、新宮委員（代理）、高橋委員、谷口委員、富永委員、古川委員、藤田委員、村瀬委員

事務局：土屋 管理監 小笠原 防災危機管理監、辻井副局長、田中主席参事、入江参事、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 佐藤研究員、医務薬務課 田中参事

〔資料〕

【資料1】 ……「滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)」の見直しに係る論点

【資料2】 …… 計画改定に向けたスケジュール

【資料3】 …… 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しについて

【資料3-①】 …… 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の現行と改定案との比較

【資料3-②】 …… 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)見直し案の記載内容

【資料4】 …… 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編) 改定案

【資料5】 …… 「放射性物質の琵琶湖への影響予測の検討状況」

〈参考資料〉

1 EALおよびOIL関係資料（原子力規制委員会「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」）

2 緊急被ばく医療関係資料（原子力規制委員会「緊急被ばく医療に関する検討チーム」）

3 防護措置基準関連資料

1. 開会 あいさつ（小笠原防災危機管理監）

本日は、各委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにつきましては、8月以降2回にわたり、委員の皆さまのご意見をお伺いし、これまで検討を進めてまいりました。

本日は、予定をしております最終の検討委員会ということで、3月に予定をしております防災会議に向けて、詰めのご議論をいただくこととなります。

国の原子力規制委員会における各種事前対策の検討作業は大幅に遅れており、緊急事態区分の判断基準となるEAL（緊急時活動レベル）や防護措置の基準となるOIL（運用上の介入レベル）、緊急被ばく医療については、ようやく委員会での議論が進み、原子力災害対策指針に盛り込まれる目途が着いたところですが、緊急時モニタリングのあり方やPPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置）運用方策などについては、更なる検討が続けられる状況です。

そのような中での見直し作業とならざるを得なかったことから、内容的に十分でないところもありますが、3月までには一定の見直し作業を終える必要がありますことから、本日、提示させていただきました見直し案には、現在分かり得る情報の中で可能な限りの内容を盛り込んだところです。

また、救助・救急対策、警備・交通対策および緊急被ばく医療につきましては、前回の委員会でいただきましたご意見などを踏まえ、さらに検討いただいた内容を、関係する機関の委員様よりご報告いただきまして、ご議論をいただきたいと考えております。

県といたしましては、国の検討状況を注視しながら、今後とも必要な見直し作業を継続し、県民の皆さんの安全、安心を確保するため、地域防災計画のさらなる充実を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

はなはだ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

2. 欠席委員の紹介

福井大学附属国際原子力工学研究所 竹田委員、京都大学防災研究所 牧 委員、京都大学防災研究所 矢守委員、福井工業大学 寺川委員は欠席

3. 配布資料確認

4. 委員長 議事進行（林委員長）

5. 議題

（1）国の動向について

原子力災害対策指針の防護措置基準案について

①「EALおよびOIL関係資料」について

（事務局）

- ・参考資料1に沿って説明
- ・原子力災害対策指針に盛り込むべき内容が議論されている。主に事前対策のあり方、緊急被ばく医療のあり方、SPEEDIに関わる緊急時モニタリングの3点について書かれている。
- ・当面のOILの設定の考えた方としては、「国独自のOILの導出仮定を構築することが求められるが、これは膨大な作業が必要となるため、当面、地域防災計画の策定・運用が必要であることを考えると、これのみを待つことは現実的な方策でない。現時点では、包括的判断基準を定めた上で、OILを算出するというアプローチではなく、当面の防護措置を実施するための基準として運用できるものを、今般の原子力発電所の事故後の経験・教訓から導き出すという手法を採用する。」とされている。

- ・O I Lの具体的な数値については参考資料1 P 2～6を参照
- ・更なる検討を要する課題として、放射性物質のプルームに対する防護措置に係る判断基準が書かれており、自治体として注視していく必要がある。

②「緊急被ばく医療の国の検討状況」について

(事務局)

- ・参考資料2に沿って説明
- ・10月31日に示された原子力災害対策指針においては、緊急被ばく医療のあり方については今後検討を行うとの記載のみであり、具体的な記載はなかった。
- ・参考資料2でお配りした、第4回会合の資料にはかなり詳細に書かれているが、これが全て指針に盛り込まれるわけではない。
- ・原子力安全委員会が平成13年に策定し、平成20年に一部改訂した「緊急被ばく医療のあり方について」と大きな差はなく、平時の対応として、被ばく医療機関整備、資機材の整備を含めた医療体制の整備、人材育成の必要性等が記載されている。緊急時においては、緊急被ばく医療を構成する機関の役割や安定ヨウ素剤の予防服用が必要であることなどがこれまで通り記載されている。
- ・P A Zにおける安定ヨウ素剤の予防服用は、事前配布が記載されたが、法的にクリアにしなければならないところが多く残っている。規制委員会も関係省庁との協力を得つつ安定ヨウ素剤の配布・服用方法等の具体的なあり方については可及的すみやかに検討して、指針に記載するとしている。
- ・本県のようなU P Z圏内においては避難や屋内退避の指示が出された段階で、適切な服用ができるようにしなければならないが、具体的な手順について今後検討委員会で検討し記載するに止まっている。
- ・本県の緊急被ばく医療計画の考え方については、法令遵守の考え方にに基づき、安定ヨウ素剤の予防服用に関しては計画の中に入れていく。

(2) 平成24年度 地域防災計画(原子力災害対策編)見直しの検討状況について

①「救助・救急対策計画」について

(新宮委員代理)

- ・資料4に沿って説明。
- ・国から示された地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル、福井県地域防災計画等(原子力災害対策編)を参考にまとめたもの。
- ・災害の前提としては、福井県に所在する原子力発電所で原子力災害が発生した場合、その影響を受けると予想される高島市、長浜市の住民の救助救急に対する対策を示したもの。
- ・福井県へ緊急消防援助隊として出動した場合の救助救急活動については、この計画に含めていない。

- ・救助救急対策については、災害発生前の事前対策として、消防体制の整備や機能強化、また資機材等の整備を示している。災害発生後の緊急事態、応急対策については救助救急体制の迅速・的確な実施について示した。
- ・ P 23 第2章第6節 第5 「消防の相互応援体制および緊急消防援助隊」
- ・ P 31 第2章第11節 「救助・救急、医療および防護資機材等の整備」
- ・ P 62 第3章第9節 「救助・救急対策計画」

(古川委員)

- ・ P 31 第2章第11節第1「救助・救急活動用資機材の整備」では、関係周辺市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備の努めるよう助言するとされているが、どのような災害の想定を行っているのか。

(事務局)

- ・ 県の措置としては、関係周辺市に対する、救助工作車、救急自動車等の整備についての財政措置等や、救急消防援助隊車両の無償貸与制度などの情報提供をさせていただくことから助言という記載になっている。

(古川委員)

- ・ 方法論ではなく、原子力災害における、救助工作車、救急自動車等の整備の必要性の部分についてどのようなシナリオ考えているのか。

(新宮委員代理)

- ・ 現在、救助工作車は市町に配備している。これら救助工作車のN災害（原子力災害）に対応する防護資機材や測定器具等の充実を記載している。

(委員長)

- ・ 特別な車両ではなく、レスキューと書いてあるような車両の中の装備をN災害用の装備にするという認識でよろしいか。

(新宮委員代理)

- ・ 現在、滋賀県には緊急消防援助隊の登録の中にN災害用の隊はないため、補助金等を活用して、滋賀県内に配備等を検討、調整しながら進めている。

(委員長)

- ・ N災害用のレスキューが入ったら、高島なり、長浜に置くということか。

(新宮委員代理)

- ・そうですね。各消防本部の考えもあると思うが、大津や東近江から要請があれば出動する。あるいは、現地へ出動することになると思う。

(藤田委員)

- ・資料4、63 ページの空からの救助の中で、関係周辺市は緊急離着陸場を指定すると記載されていますが、どのようなイメージか。場所の選定は難しいと思う。どのような想定をされているのか、説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・滋賀県防災航空隊の防災ヘリについては、県内の場外離着陸場は 112 箇所登録をされている。その登録の手続きは、消防本部の依頼に基づき、その土地の所有者、管理者からの承諾書をいただき、国土交通省に申請している。そのため各管轄の消防本部で場所の選定を行っている。

(委員長)

- ・そのくらいの数だと思います。もし必要であれば充実も考えていくということによろしいでしょうか。

(澤田委員)

- ・(資料4、63 ページ) 空からの救助・救急対策のところが必要に応じて県、警察を要請する。消防庁に要請するとの2つが挙げられているが、自衛隊への要請は書かないのか。また要請するとは書かれているが、具体的にどこに要請するか書かれていないので、書く必要があるのではないか。
- ・陸上、空からの救助・救急対策だけでなく、湖上からの救助救急対策についても当然考えておくべきである。このことに対する項目がないため、何もしないという認識になってしまうように思える。

(事務局)

- ・自衛隊の要請の件については、この改正案の資料4、23 ページの第6に記載している。この内容は、自衛隊の陸、海、空を含めた派遣が迅速に行われるように、要請などを決めておくことが記載されている。
- ・(資料4、63 ページ) 警察への要請については、第2「陸上における救助・救急および火災予防対策」の「2 県の措置」の(2)「救助・救急活動の応援要請」アの3行目以降に記載している。
- ・湖上での活動については、例えば琵琶湖に面して原子力事業者があるのであれば、湖上

からの放水活動や、船を活用した救助活動、救援活動が想定できる。しかし、滋賀県は、原子力事業所の立地県ではなく、あくまで福井県に立地する原子力事業所で原子力災害が発生した場合に高島市、長浜市に影響があると想定しているので、琵琶湖周辺での有事の活動は無いと判断した。

(村瀬委員)

- ・警察は都道府県と国に基づくもので、基本的には公安委員会からの公安要請ということになる。県警察という形で要請していただければ、消防庁・警察庁などのように書き込む必要はない。組織上、大規模な災害があった場合は、警察庁内が調整し、全国から応援を派遣する形になっている。

(澤田委員)

- ・そのようであれば、そのように行うという事をここに書くべきではないか。
- ・湖上輸送については、救助等においては陸上でうまくいかない時に効率的に使える可能性は充分あると思う。計画はありとあらゆることを想定し、それに対して準備しておくものなので、やらないという判断は理解できない。
- ・自衛隊については、全体的な調整は先ほどの資料4、23ページに書いてあることで結構かと思う。しかし、63ページはヘリコプターの有効活用に関する記述であり、大量のヘリコプターを所有している自衛隊が書かれていないのは、今一つ理解できない。当然自衛隊の要請を書いておくべきだと考える。

(委員長)

- ・事務局を擁護するつもりは無いが、消防庁は自然災害が起きた場合に、各ヘリコプターの総合管制をしている。資料4によると、緊急時には県の防災ヘリや救急ヘリを出動させ、足らなければ県警に要請する。しかし、他の県のヘリを要請する場合は直接できないため、消防庁を窓口にするという意味だと思う。

(澤田委員)

- ・消防庁の要請に広域航空消防応援によるという但し書きがあるが、この但し書きが大きすぎるのではないか。

(委員長)

- ・自衛隊への命令系統というのは、県から上げても駄目だと思う。基本的には国の施設なので、国の命令の中で活動が決まってくる。ただ県は県が保有していないヘリについても消防庁を通してリクエストは出来ると思う。その中に自衛隊が来ようと、防災ヘリが来ようと、消防庁の運用に問題ではないかと思う。関係機関の中で話がつくのであれ

ば、これでよいかと思う。

(事務局)

- ・統制を滋賀県がするというのは難しい点もある。資料4、48 ページ第3章第3節第9「自衛隊原子力災害派遣要請計画」で、派遣要請の実施等が記載されている。先ほどおっしゃった回答になるかわからないが、ここを災害時には活用していきたい。

(委員長)

- ・ヘリを効率的に運用するためには、たくさん指定するわけには行かないと思う。ヘリを結集して止められるような場所や油を供給できるような施設は滋賀県内にあるのか。

(事務局)

- ・災害時の受援基地としては、希望ヶ丘が一部にある。燃料についてもそちらに運ぶことになる。

(委員長)

- ・そこを基地として集中管制をし、県内の空域をコントロールしてもらおう。自衛隊もそこに止まるということか。

(事務局)

- ・自衛隊のヘリ、消防のヘリを一括してそこで統括することになっている。

(新宮委員代理)

- ・福井県で発災し、滋賀県にも影響が出る場合、緊急消防援助隊が滋賀県に入り、県庁に活動調整本部を作る。そこには、消防、警察、自衛隊等が入り、全て一元的に管理するようになっている。このことについては、緊急消防援助隊の方で、記載されている。

(委員長)

- ・現在、県は目的ベースで記載しており、手段ベースでは記載していない。県が直接使える手段というのは防災ヘリと県警のヘリ。後は要請するという書き方だということか。
- ・琵琶湖があるということで、特段の配慮が必要という再度の念押しと思う。

②「災害警備対策」について

(村瀬委員)

- ・資料4、29ページについて説明
- ・第1「多様な情報収集・伝達システムの整備」については迅速に情報を収集する必要がある

あるため、ヘリコプターテレビシステムなどについて現在整備を進めているところであり、今後も維持管理していく。

- ・第2「災害警備に伴う車両・資機材の整備」については、立ち入り制限される場所の住民の方々や特に要援護者の方の救出救助を行う場合もあるので、これに必要な車両や装備機材の整備を行うことを記載している。
- ・第3「治安対策の体制の整備」については、活動する時に拠点のある警察署、交番などの整備について記載した。現在も議会の先生方のご理解をいただいて、その準備を進めている状況である。
- ・第4「地域住民に対する情報提供」については現在整備を行っているが、各交番所にLANを引き、福島の場合は非常に役に立ったという事例があるため、このような情報網を整備していく。
- ・第5「サイバー犯罪に対する体制の整備」については、サイバーは念のための整備である。
- ・第6「行方不明者の捜索体制等の整備」については、複合的な災害を想定して記載している。
- ・第7「関係機関との連携」については、避難路の確保を含めて、医療関係者などとの連携が必要であることから、関係機関との連携を記載している。
- ・第2節「緊急輸送路の確保体制等の整備」については、広域的な交通管理体制の整備や緊急輸送の確保体制の充実などを記載している。

・資料4、67ページについて説明

- ・前回ご指摘のあった、実際に災害が発生した場合に、実際に指示が出るまでの間と、事故が起こってから避難指示が出るまでの間の対応について記載した。

・資料4、71ページについて説明

- ・今回新しく、第4省第12節「復旧・復興事業からの暴力団排除」について記載した。さらに事故後、空き巣が増加したという問題発生したことから、中長期対策の1つとして治安対策と、お骨の規制、感染の関係はここに書き込んでいきたい、現在検討をしている。

(藤田委員)

- ・災害警備の実施についての確認ですが、67ページの第6に遺体の収容について、原子力災害で死亡が出るような事案というのはあるのか。

(委員長)

- ・基本はないという想定であるが、何が起こるかわからないということを前提に、という

考え方であると思うがどうか。

(村瀬委員)

- ・ 前回は説明させていただいたが、ここに書くのがいいのかも含めて議論いただきたいと思う。

(藤田委員)

- ・ 原子力災害ということになれば避難が第 1 であると思う。遺体の収容では、その施設の確保など、詳細に書かれており、生々しい状況。地震とか土砂災害であれば考えられる想定であるが、原子力災害の計画の中にこれを記載することについて疑問に思い質問した。

(村瀬委員)

- ・ 説明も含めて、これらを書いた。

(委員長)

- ・ 難しいところ。書いてあるとそれが起こるように感じてしまい、書いてないとそれがないうように感じてしまう。

(藤田委員)

- ・ 県の計画が発表されると、我々市町もそれに準じて書かなければいけない。できたら、地震やマニュアルぐらいで抑えてもらえると、ありがたい。

(古川委員)

- ・ いろんな想定ができるため、最悪というのを際限なく想定すると、全てになってしまう。ある程度の妥当な想定というのがあるのではないか。
- ・ 県の防災計画においてどこまでを複合災害と考えているかということに関わってくるが、地震とか風水害との複合と考えているということであれば、地域防災計画の地震対策編や風水害対策に準じるとしてもいいのではないか。

(事務局)

- ・ これらの記載の想定については、福島県に問い合わせた結果であり、当然地震における災害を想定しているわけではない。避難誘導の中で亡くなられた方場合、これは変死扱いになる。変死扱いになると、当然警察に届けていただいて検死をしなければならぬので、こういったことも含めて記載した。

(委員長)

- ・地域防災計画（原子力災害対策編）この下にマニュアルというのは存在するのか。無ければ、当然考えていかないといけない。

(事務局)

- ・個別の災害警備については、防災対策の中でマニュアルを作成することはありうる。

(委員長)

- ・今ここで議論していてもなかなか難しい。一度持ち帰り、事務局は関係市の方々にご協力いただいて、どうするかを決めていただきたい。

(事務局)

- ・先ほど古川委員、藤田委員がおっしゃっていたように、県の計画に記載すると、市町村は具体的に計画の中に盛り込んでいかなければならない。他の災害対策との調整を視野に入れ検討させていただきたい。

(委員長)

- ・最初の方に原子力災害の想定が書かれているが、それに即した計画と考えると、そこまでの事態が、本当にあるのかということあまり考えにくい。
- ・また、原子力燃料の輸送は常時行われており、高速道路が発達しており、福井県に隣接する滋賀県内も当然走っていると想定できる。そのように考えると、燃料からの高濃度の漏洩についても、起こらないという保障はない。そこまで真剣に考えると必要であるという気もする。想定の仕事次第である。

(村瀬委員)

- ・想定の仕事に応じて、書き方を調整させていただきたい。

(澤田委員)

- ・消防と警察を比べるとずいぶん書きぶりが違う。警察の方は細かい所まで書かれているが、応援要請の点はなんら書いてない。消防はあまり細かく書かれておらず、連携しか書いてない。全体の計画として、トーンは程度は統一し、この計画に何を記載すべきかを、もう少し考えたほうがいいのではないかと思う。

③「緊急被ばく医療計画」について

(富永会長)

- ・資料の4、64ページに沿って説明。

- ・緊急被爆医療の計画につきましては、今まで3回検討を重ねた。
- ・被爆医療専従というチームを作ることは、現実的でないと思うので、災害医療体制に乗っけて考えていく。専門家の講演でもこれが望ましいと言われている。
- ・規制委員会の緊急被爆医療チームで検討をされた内容（参考資料2）をもとに、機能・構造・資機材・教育訓練の4項目について検討を行った。
- ・その結果、国が定めた、放射線医学総合研究所を頂点とする初期・2次・3次緊急被ばく医療体制に加えて、滋賀県独自に、初期・二次医療支援という分類を設定する。検討委員会で出された初期の被ばく医療機関の案は、長浜市、高島市に近い病院であることが望ましいことから、大津市民病院、草津市民病院、済生会滋賀県病院、公立甲賀病院、近江八幡市総合医療センター、彦根市立病院、高島市民病院、長浜市立病院、長浜市立湖北病院、初期・二次医療支援機関の案は、滋賀県立医科大学医学部附属病院、大津赤十字病院、二次被ばく医療期間の案は、長浜赤十字病院となった。
- ・現在検討委員会で出された案を各病院に持ち帰り、院内で検討している。委託された病院を滋賀県緊急被ばく医療機関として指定を行い、資料4、67ページに記載する予定。拒否する病院は無いと思われ、10の病院が指定される予定。
- ・何が起こるかかわからない、想定外の想定外のようなものは、あまり想定しておらず、滋賀県では初期、せいぜい二次医療が必要だろうと考えている。DMAT等派遣した経験もありますので、そこまで構える必要はないと思う。

（古川委員）

- ・救護所というのが前段階にあり、構成機関、日本赤十字、医師会などとなっている。ここが一番現場に近いところだと思うので、救護所の中身についてマニュアルなどの検討が必要だと思う。

（富永委員）

- ・おっしゃる通りだと思う。
- ・市町で救護所などは持ってもらうが、福井県からの避難者について県がやらないといけないのではないかと考えている。福井県からの避難者をどこで救護するのか、避難所を作るのかについても、マニュアル作る上で大事であると思う。

（事務局）

- ・古川委員がおっしゃった通り、救護所の構成機関としては現地に詳しい地元の医師会など、色んな機関が複雑に絡まっているので、事前に派遣チームなどの体制を整え、何かあった場合、スムーズに動けるよう、マニュアルできっちり決めていきたいと思う。
- ・参考までに、想定しているマニュアルは、避難所からの人の流れや、調査票の様式など、100ページぐらいのものを検討している。

④「計画全般の改正のポイント」について

(事務局)

- ・資料 1、2、3 を中心に説明。
- ・説明のあった警察、消防、被ばく医療の部分は省略し、その他の部分について説明する。
- ・資料 1 について、(1)「原子力災害対策重点区域」については、UPZ の原子力施設から 30 キロの設定の指針が出ている。琵琶湖環境科学研究センターでシュミレーションした結果を利用し、甲状腺被ばく等価線量が 100 ミリシーベルト～500 ミリシーベルトの影響がある地点を中心として、滋賀県は UPZ を設定している。それと関係して、立地県である福井県、京都、岐阜県、さらにもう一つ大きな関西広域連合と防災計画の整合性や広域避難の設定について調整している。また、国が指針の中で設定されている UPZ 30 キロの部分はどうしていくのかについても、一つの論点だと思う。
- ・(2)「PPA 区域について」は、県独自のシミュレーションによると、県内全域に及ぶおそれがあることから、県の計画では県内全域を PPA に置く設定をしている。昨年度あたり、国の指針では、PPA は 50 キロまで及ぶことを想定されていたが、現状においては、これから検討していくという状況になっている。
- ・(3)「防護措置基準の設定について」は、避難等の指標がでている。現在は滋賀県では等価線量の予測線量に基づき避難等の基準を決めている。今回国から OIL という考え方が出ており、これを防護措置の判断基準としている。そのため、滋賀県の防災計画においても、この部分を取り込んで位置づけた。OIL は実測値なので、サーベイメータ等で測定することができるため、住民自身が判断できるという部分もあるが、基準値を超えるまでの間をどう考えるのか。また、今年度中に SPEEDI の端末が設置されるが、予測線量の部分をどう活用していくのかということも、一つ論点に上げたい。
- ・(4)「改正ポイント」のところは先ほど報告いただいたので割愛する。その中で、※、安定ヨウ素剤の服用手順等については、国において検討途中である。
- ・(5)「広域避難対策」ですが、災害が起こると、特に高島、長浜は UPZ 圏内に入っているため、避難も視野にいれなければならない。そのため、具体的な避難先を明記しておくことが必要かと思い、この部分のイメージ図を示している(資料 1 参考資料)。避難のイメージとして、影響の少ない地域、県の南部を中心をイメージして作成する必要があると考えている。そのため、資料 4、57 ページ、第 4 「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」の 5 に、「県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。」としている。また状況に応じて、他の市町にも

協力を求めていく。県内で収まりきらない場合においては、近隣の市町、関西広域連合にも応援要請、協力を求めていく等の協力の確保に努めるということについても記載した。特に避難が想定される長浜市、高島市においては、地域防災計画の中に、避難先を具体的に挙げることで、より具体的な計画なるという観点も含まれている。ここの辺りを一つ論点にしたい。

- ・(6)「活動体制の確立」の職員の配置体制の基準についてですが、資料4、45ページ「動員体制」の表(2)下線部分、発電所が立地する市において、震度5以上が発生した時には、この体制をとるという部分を加えた。これは、原子力規制委員会の初動対応マニュアルを参考に加えた案である。
- ・特に説明を行った部分を中心にご議論いただきたい。

(古川委員)

- ・高島市：この54ページ、55ページの防護措置の基準についてですが、毎時500マイクロシーベルトが避難、毎時20マイクロシーベルトが一時移転となっているが、避難基準の避難という言葉は、即時避難を示しており、一時避難は1週間など一時的な行為という定義をされると、どちらかというとな滋賀県は一時避難に入ると思う。一時避難計画とか、一時避難移動などを含め、全て避難場所と言うと、一時移転が浮いてしまう。言葉の定義等を整理していただきたい。
- ・飲食物の摂取制限についてですが、ここ記載されているセシウムの摂取制限の基準値が旧の基準となっている。現在、見直されたと思うが、どのような関係になっているのか。

(事務局)

- ・言葉の整理については、国が示した表現なので、県の独自でこういう表現をしたらどうかというのは厳しいと思う。
- ・摂取制限の基準値についても、国の基準をそのまま引用したもの。

(高橋委員)

- ・ここに書かれている基準は厚生労働省が出した規格基準ではなく、その前の原子力安全委員会の飲食物摂取制限の指標値が書かれている。これは原子力安全委員会が、事故直後における飲食物摂取制限の基準は5ミリシーベルトというのを介入レベルとして決めたものから算出した値である。その後、事故から約1年以上経過したということを鑑みて、厚生労働省が介入限度を1ミリシーベルトに変更した。そのため、原子力災害対策指針の飲食物摂取制限については、事故直後のものを対象とした基準としているので、介入レベル(線量)5ミリシーベルトを徹底した、もともと使用していた飲食物摂取制限の値を使っている。
- ・しかし、セシウム基準値については、食品衛生法上において1ミリシーベルトを基準に

した摂取制限が適用されているので、事故が起きた際にそれを上回る食品に対する対応については、おそらく関係省庁の間で検討されるのではないかと。

(村瀬委員)

- ・ 大津市、草津市、甲賀市、東近江市を中心に広域避難先を選定された判断要素のひとつとして、「高速道路などの」という表現があるが、高速道路というのは緊急交通路として指定されることが非常に多い。避難路として考える場合に、大いに関係してくることを前提に、表現など工夫してほしい。

(谷口委員)

- ・ 広域避難対策、緊急事態対策などに、要援護者対策が書かれている。施設入所の方については、なるべく移動による負担を少なくすることが大切だといわれているが、在宅の要援護者の場合は家族や地域住民とともに避難行動をとることになる。現在、県では、地域防災計画の他の災害対策編において要援護者避難支援計画の大幅な見直しをしている。具体的には、平時からの要援護者の把握や支援者の確保から始まり、広域避難の際の福祉避難所指定などを進めようとしている。今回の原子力対策編においても、在宅の要援護者に対する避難支援の考え方自体は他の計画と共通していると思われるので、それら見直され、より強化された対策を反映していただくとよいのではないかと。

(委員長)

- ・ 高橋委員に谷口委員の質問に対して専門的に教えていただきたいのですが、放射性物質は種類によって放射能の能力が半分になっていく期間が異なる。ヨウ素は割と早く、1週間で半分ずつぐらい、4週間もたったらほとんど危険はない。その他は半減期がとてても長くなる。そういう意味では、事故直後はヨウ素やその他の放射性物質が拡散しているので、無理に動かない方がよく、特に要援護者の方が移動することは負担が大きいと考える。初期の防護方法と放射性プルーム（放射性ヨウ素の危険性）拡散している時の対策と、長期的に状況が変化しなくなった時の対策についての考え方に違いはあるか。

(高橋委員)

- ・ 初期の状態では確かに放射性プルームの被ばくを防護することが重要である。特に原子力発電所から近い場所に関しては、EALにより早めに避難することが決められている。現在の災害対策指針にも書かれているが、要援護者に対しては、避難もしくは屋内待避（コンクリート屋内退避）のどちらが良いかというのは、線量等に依存するため難しい。
- ・ 資料4、5 ページ第2「前提となる事態の想定等」についてコメントしたい。ここに書かれている、前提となる事態の想定は、滋賀県が行った大気シミュレーションの前提条件が書かれているかと思う。このシミュレーションではヨウ素とキセノンといった短半減

期のことしか書いていない。長半減期の放射性物質についても想定する必要がある。つまり、災害の想定では短半減期の放射性物質の拡散しか書かれていないが、O I Lの基準などを記載していることから、長期的な被ばくも考えた上での計画となっている。そのため、書きぶりを事態の想定は原子力発電所事故であり、拡散される物質は短半減期だけでなく、長半減期の放射性物質も想定している計画であると書きぶりを変えて欲しい。ただし滋賀県が行った大気シミュレーションは短半減期（キセノン・ヨウ素）の放射性物質を計算してUPZを決めているという位置づけで記載してほしい。

- ・資料4、54 ページにO I Lの基準の概要が書かれている。特に、地表面からの放射線、再浮揚した放射線物質の吸入、不注意な傾向摂取による被ばく影響を防止するためと書かれているのは、長期的な被ばく想定して書かれている。初期のプルームから身を守るには、初期のEALに基づき屋内待避あるいは避難を行う。

(委員長)

- ・これは長期ということになるのか。

(高橋委員)

- ・そうですね。沈着後を考えた上での基準値である。

(委員長)

- ・長期的に放射性物質が地表に沈着してしまい、その状況で自分たちはどうするのかというシナリオと、その前に放射性プルームがくる時にどうするのかというシナリオがある。

(高橋委員)

- ・プルームに関する防護措置に対してはEALに基づく部分で出ているが、他の部分についてどのように防護措置をとるのかははっきり決まっていない。そのため、安定ヨウ素剤の部分の基準等は決まっていない状況かと思う。

(委員長)

- ・大きく2段に分けて考えなければいけない。初期においてはヨウ素もセシウムも存在している状況で、特にプルームが飛んできて、短期間だけでも高濃度である場合、健常者も含めてあまり動きまわることがよくないというのがまず大事。プルームが去った後、ヨウ素は短半減期のため消えていくが、セシウムは半減期が長いために影響が残っている。その濃度がどれくらいかということを考える必要がある。さらに濃度がある一定以上の水準である場合、隣の町にとりあえず避難し、すぐに戻ってくるというのは難しく、ある程度長期的に考えなければならない。

(高橋委員)

- そのようなことも考えた上で、すなわち長期的なセシウム等がでなければ（ヨウ素、キセノンのみであれば）比較的早く戻ることができる。ただしそうでない時もあるので、セシウム等も放出されることを前提とした計画となる。

(委員長)

- このような状況を踏まえた上で、特に要援護者の移動は、いろいろと配慮があるので、地震の計画で策定された避難計画に乗っ取りタイミングを間違えて避難をすると、被ばくの危険性もある。

(谷口委員)

- 避難の基準が地震の対策と違うことは理解している。先ほども申し上げたように、在宅の要援護者の方が、家族や地域住民の方ともに広域避難した場合に、長期的に受け入れ可能な福祉避難施設の選定を来年度から進めようということなので、それを安心材料として申し上げた。

(委員長)

- せっかくあるのだからといって、すぐに動かそうとしないしてほしいということ。

(竹内委員)

- 事故直後に発生する希ガス等については、この計画に盛り込まれているが、長半減期の各種の拡散プロセスについては計画に盛り込まれているのか、また前提にした計画となっているのか。

(事務局)

- 長半減期のものに関しては、O I L、すなわち拡散の状況を実測値で判断する考え方に基づいている。

(竹内委員)

- やって見ないとわからないということか。

(高橋委員)

- 当然そのときの気象条件、降雨条件などにより異なります。もちろんこれらをベースに計算することも可能である。それよりも、線量測定を全体的に行い、その値で対策をとるとというのがO I L。

(竹内委員)

- 県民の意識としたらやはり、長半減期の核種がどのように拡散するのかということを知りたい。危険が及ぶものはどのようなものか、ある程度の知識を与える必要があるのではないか。測定して検出というのではなくて、やはりセシウムはどのように拡散するのか、一般的な知識として計画の中にはあった方が良くはないか。

(高橋委員)

- 一般的というのは気象の拡散においては難しい。前に規制委員会が出された拡散シミュレーションは気象条件を平均的に行った確率分布になる。もうひとつ、滋賀県がヨウ素で行った拡散シミュレーションは福島を想定したケーススタディとなる。平均的な状況とケーススタディというのが計算されている。実際に事故が起きた場合には当然シミュレーションどおりになるのかは起きてみないとわからないので、実測で判断となっている。

(委員長)

- 例えば短半減期の核種がたくさんあると推定される場所には、長半減期の核種もたくさん存在すると推定できるのか。汚染の分布というのは、ほぼ同じようなものと想定してもおかしくはないのか。

(高橋委員)

- 同じ比率で同じような状況となれば、比率としてはほぼ安定するが、例えば今回の福島の事故のように、場合によって出てくる状態が異なると、場所によって比率が異なる。例えば今回の場合、発災現場から南の方は、セシウムとヨウ素の濃度比率を比較すると他のエリアに比べヨウ素の濃度が高い。必ずしも、一致するとは言えないが、ある程度相関はあると考えてほしい。

(委員長)

- 滋賀県が行ったシミュレーションでは短半減期のものに限ってシミュレーションしたが、ワーストケースシナリオを長半減期の核種もあのように分布する可能性がある。そのような意味で滋賀県が行ったシミュレーションは短半減期だけでなく、長半減期についても、あくまで類推であるができる。だからこそ高島あるいは長浜について考えていこうとなっている。
- 他の自然災害と異なり避難すべきタイミングがあるということを理解し、なんでもかんでも避難とならないように。タイミングを間違えると無用な被ばくを起す可能性がある。まだ国がはっきりしていない部分があるので、そんな明確にできていないかもしれ

ないが、できればその意識で明確にしてほしい。

(太田委員)

- ・資料4、69 ページ等に複合災害については自然災害については書かれているが、インフルエンザやノロウイルスといった感染症がはやっている場合、避難等の対策に感染症対策も必要ではないか。
- ・資料4、57, 58 ページあたりは、1文が長く理解するのが大変で難しい。1文を短くして、わかりやすくしていただきたい。

(澤田委員)

- ・発災の際、高島市や長浜市は一時移転、一時避難の対象にならないが、福井県内は対象となるような状況が起こることを想定すると、自家用車等で高島市、長浜市に避難された場合があると思う。この場合どのように対応するのかということはこの計画の中ほどの程度明記されているのか。
- ・被ばく医療計画についても、滋賀県であれば対応できるとのことだったが、これは、県民に対する対応であって、福井県から被ばくの可能性がある人間が流れ込んできた時にどこまで対応できるか、また対応するようにするかについても考えておかなければならないのではないか。

(事務局)

- ・これについては考えていかないと思っている。特に滋賀県の場合は、高島に303号線という、対面1斜線ずつ道路がある。それから北の方、長浜に161号線がある。基本的にはこの2つ道路が福井とのつながりの部分。もうひとつは、高速道路と北陸自動車道を含むような、高速道路がつながっているライン。だいたい大きく3つぐらいのつながりがあると思う。今、広域的な避難については4府県、京都、福井、滋賀、岐阜で検討している。このシミュレーションモデルについても国の方で予算措置されたので、来年度あたりにかけて、決めさせてもらおうかと思っている。それが決まり次第ここにその結果を埋め込んでいきたい。
- ・この提案の中でも被ばく医療のあたりは、先行して受け入れも視野にいれながら盛り込んでいる部分も一部あるが、国の方針が固められてから、広域避難の部分については反映していきたい。

(委員長)

- ・今年で全てつくるわけではない。国の動きは遅いが、歩は合わせつつも継続的にやることは視野には入っている。

(古川委員)

・資料4、61 ページ第4「放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応」について、計画的避難区域、1年間積算線量20mSvとあるが、OILとは別に計画的避難区域や立ち入り制限区域、警戒区域などの概念が存在するのか。存在するのであれば早期防護基準の他に中長期的な対策についての別表があるとわかりやすいと思う。

(事務局)

・このあたりについては、専門的に話になるので、国の動きを注視していきたい。

(高橋委員)

・新しく記載した部分と、前から残っている部分で重複している部分があるので、事務局の方で、整理していただいて落とすところは落とすようにしてほしい。

(3) 放射性物質の琵琶湖への影響予測の検討状況について

・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 佐藤研究員より資料5に沿って説明

今後の予定について

- ・委員の皆さまからいただいたご意見などを踏まえ、改定案の修正を行いました後に、県民の皆さんのご意見をお聞きしたいと考えている。
- ・3月17日(日)には、長浜市、高島市と連携して、原子力防災訓練を実施する予定をしており、計画案を検証する観点から「緊急時モニタリング訓練」や「緊急被ばく医療措置訓練」「避難訓練」などを実施する予定。
- ・3月18日には防災会議を開催して計画案を諮りしたい。

3. 閉会

皆様、本日は、業務ご多忙の折り、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。昨年の8月以降3回にわたり、熱心にご議論いただき、皆様方のお力添えによりまして、こうして計画の改定案を取りまとめることができました。様々なご意見やアドバイスを頂き改めてお礼を申し上げます。

県といたしましては、万一の事故に備えて、本計画をもとに、県民の安心・安全を守るため原子力防災対策をしっかりと進めていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞご指導ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しにかかる検討委員会を終了いたします。本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。